

## 令和2年度 第1回筑紫野市男女共同参画審議会 会議録

【開催日時】 令和2年10月23日（月）18：00～19：30

【開催場所】 筑紫野市役所 504 会議室

【委員出席状況】

《出席》 倉富会長、森山副会長、柏熊委員、平野委員、瀧本委員、久保委員、片原委員、  
椎葉委員、合田委員、村尾委員、安永委員 以上 11 名

《欠席》 安恒委員 以上 1 名

【事務局出席者】 人権政策・男女共同参画課

堀課長、吉田係長、中島、甲斐、嘉副 以上 5 名

【傍聴人】 0 人

【会議概要】

はじめに

- ・ 課長あいさつ
- ・ 委員交代のお知らせ及び自己紹介
- ・ 事務局より会の成立の確認
- ・ 傍聴人受付状況の報告

### 1. 開会

事務局の司会により開会

### 2. 報告事項

- (1) 審議会等委員における女性登用率の目標について
- (2) 令和元年度 企業における男女共同参画推進状況調査について
- (3) コロナウイルス感染症感染拡大に伴う男女共同参画関連事業の経過報告

◎議事

- (1) 審議会等委員における女性登用率の目標について

●事務局より説明。

筑紫野市附属機関等の委員への女性登用目標を従来の 35%から 40%に上方修正して取り組むこととなった。「審議会等の委員への女性登用率」は「第3次ちくしの男女共同参画プラン」の中にも盛り込んでいる目標指標の一つでもあり、現在、計画期間の途中ではあるが、本年度の取り組みからは 40%を目標として取り組んでいく。

なお、この目標は、本年4月からスタートした市の最上位計画である第六次総合計画にも掲載している。

●委員確認により質問、意見等なし。

(2) 令和元年度 企業における男女共同参画推進状況調査について

●事務局より調査概要及び結果の説明。

目的：市内の企業における男女共同参画状況などを調査し、実態を把握することで、今後の具体的な施策検討の基礎資料とすることを目的として2年に一度実施。

調査対象：筑紫野市競争入札参加資格審査申請を希望する事業所のうち、市内事業所。

回答方法：インターネットによりパソコンやスマートフォンなどで回答

標本数：市内 89 社

実施時期：競争入札参加資格審査申請時。令和元年 10 月～12 月中旬

内容：育児・介護休業制度、セクハラ防止対策、女性の積極的登用などについて

●質疑応答

会長 事務局の説明に対して、質問、意見等があればお願いします。

委員 10 人未満が 52 社とあるが、そういうところに積極的に女性登用を呼びかけても難しいと感じる。

事務局 家族だけでやっているところもあるので、目標数値を設定するなど中々難しく、法律でも義務付けているわけではありません。10 人未満の枠内にはそういう事業所も入っています。

会長 2 年前の調査でもこういう区切りですか。

事務局 前回調査は、1～30 人以下で調査をしています。

会長 現実的に小規模事業所の子育て応援宣言などは難しいのかもしれませんが、他に何かご質問等はありませんか。

私の方から質問ですが、工事関係の事業所が一番多い中、子育て応援宣言への登録が 33.7%と高くなっています。宣言をすると入札時にポイントの加点制度があるが、そういったところの影響はあるのか。工事の会社が子育て応援宣言の比率が高いのかなと感じたが。

事務局 内訳までは取れていません。工事関係の事業所でも子育てや介護の宣言をしているところが増えてきている。正確に数字を数えてないが、県のホームページを確認したところ、市内の工事関係の事業者も多く掲載されている。

(3) コロナウイルス感染症感染拡大に伴う男女共同参画関連事業の経過報告

●事務局より説明。

【男女共同参画プラザ】

3月3日～5月6日まで生涯学習センター休館に伴い、閉館。

現在は、消毒・会議の人数制限など感染対策のもと活動登録団体の利用、閲覧コーナーを再開。

【セミナー】

令和元年2月の育ジイ養成講座（4回目）以降中止。

現在、感染対策を取りながらセミナーを再開。

コロナ禍の今だからこそやるべき内容（テーマ、形式）を検討し、実施している。

【相談】

総合相談…4, 5月は、原則電話相談のみで対応。6月より面接相談解禁。

件数は、月50～60件だったのが月40～50件と劇的な変化はなし。

コロナによる自粛期間中はDV等の被害者からの電話相談は少なく、自粛解除後から徐々に相談が増えてきた。職場ストレスや収入減、夫婦間の価値観の違いから離婚・別居に発展するケースなど様々であった。

●質疑応答

会長 確認ですが、閉館期間でイベントや講座等予定していたもので延期、中止になったものもあるのでしょうか。

事務局 3、4月は予定していたセミナーはできませんでした。6月は毎年男女共同参画ぷちフェスタ（講演会、団体企画等）を実施しているが、これも実施できませんでした。大人数で集まることができない中で、形式も考えながら団体支援、啓発を進めていかなければならない。今後どのような形で進めていけるか検討を進めているところです。

3. 審議事項

「第3次ちくしの男女共同参画プラン 令和元年度実施状況」について

●事務局より説明。

- ・評価について
- ・報告内容について
- ・基本方向1について

### 【修正点】

P6 番号2 人権政策・男女共同参画課の3つ目の点 「参加やすい」→「参加しやすい」

P7 番号4 人権政策・男女共同参画課上から3つ目の点 「男女共同参画センター」→「男女共同参画プラザ」

### ●質疑応答

会長 事務局の説明に対して、質問、意見等があればお願いします。

委員 8ページの6番、保護者に対する意識啓発の推進とあるが、これは筑紫野市の公立四保育所での取り組みですが、民間の保育所もあると思います。民間保育所の保護者にも広げていけるような機会があればいいなと思いました。

事務局 民間の保育所に報告を求めるのは難しいが、セミナーのチラシを民間保育所に持っていく等、情報提供をしています。今後先生方への働きかけもできればと思う。

委員 古賀市では中学校の保健体育の授業の一環として、中学生が地域の母親から子育てや子供について学ぶ子育てサロンを実施している。

事務局 子育て支援の担当課が、中学校に入って毎月サロンを開催されているのでしょうか。

委員 地域の団体が学校と連携を図り、実施されています。

会長 どちらかというそれは子供たちの教育になっているということですよ。

委員 私的なことになりますが、働きながら、孫の保育所への送り迎えや食事の準備などをしたのですが、本当に大変だなと実感しました。これがシングルマザーであれば、サポート体制や地域の支援がないと仕事と育児の両立は難しいなと思いました。

会長 ありがとうございます。子育て支援などは基本目標Ⅲで詳しい説明をいただけると思います。他に基本方向Ⅰについてご質問ご意見はないでしょうか。一つよろしいでしょうか。6番の保護者に対する意識啓発の推進についてですが、保育所での取組は男女共同参画をテーマにした学習会ではないものも見受けられます。これはテーマというよりも父親が参加したところで意義があるということになりますよね。

事務局 具体的な内容について記載していますが、趣旨としましては、母親だけでなく父親もこのような行事に参加し、子どもと触れ合えるようなイベント、行事等を組んだということ。そして、父親の参加も促しているという報告になります。

会長 他に何かないでしょうか。

委員 北欧に留学・ホームステイをしたことがあるが、孫を保育所に預けてみて北欧に少しずつ近づいてきたと思うところがあった。早朝勤務や夜遅くまで働いている方がいらっしゃるが、そういった幅広い勤務体制の方のために保育所も変わってきているのだと感じました。

会長 他にないでしょうか。次に、基本方向2について事務局よりお願いします。

●基本方向2・3について事務局より説明。

●質疑応答。

会長 事務局の説明に対して、質問、意見等があればお願いします。

委員 12ページの23番、表彰のところで評価が○となっているが、条例ができて何らかの形で表彰するべきではないかと思う。市の規定があったり、団体では何年以上と条件があったりと論議をしてきたが、10何年経って全く表彰がないというのは、せめて先ほどの企業調査で育児休業を取ったところをPRして広報にも載せていくべきだと思います。市側がもっと仕掛けないと、募集したが応募がなかったので○にしましたという評価は、私は違うのではないかと思います。

事務局 昨年の審議会でもご意見をいただきまして、表彰の規定がある中で表彰ができないのであれば、せめて先進的な取組をしている企業や団体などを広報などで広く紹介していくなど、もっと取り組んでいくべきじゃないかというご意見をいただいております。平成29年に女性活躍企業を広報ちくしのや女性センターニュースで取り上げさせていただいた経緯はありますが、それから3年ほど経過しております。昨年度、企業調査をして先進的な取組をされているところを探し、検討しているところですが、調査の回答を出していただいたところは89社と標本数が少ないので、そこだけではなく介護応援企業、子育て応援企業に登録している企業、団体など周りの方からの情報提供もいただきながら、皆様に広くお知らせできればと考えています。

委員 表彰に関連しますが、筑紫野市の表彰条例の規定は高すぎるので、審議会や部長表彰にするなどハードルを下げた表彰することによって男女共同参画が企業にも普及していくと思う。

会長 市の条例といっても全ての課に関わることなので、その辺の縛りはここだけでは解決できないと思います。審議会での表彰はアイデアとして有りかなと感じますが、いろいろ事情もあると思うのですがいかがですか。

事務局 市の表彰条例となると、団体が15年、個人が10年以上という縛りがあります。その他年数を設けていないものもありますが、スポーツや芸術等で全国大会優勝などそれに準ずる行為が対象となり、条例に基づくとなると非常にハードルが高いです。福岡県の方で男女共同参画表彰がありますので、市の表彰以外でもそういったところを利用しながら表彰ができれば啓発にも繋がっていくと考えております。

会長 古賀市では、男女共同参画課で表彰があり、その選考を審議会がするという事になっているので、やり方も研究されたらいいかなと思います。残りの時間がなくなってきているが、教育に関する事について学校では、生徒に対する男女共同参画の取組が進んでいるということでしたが、教職員に対してはコロナ禍で研修の実施が難しいとあったので、そのことで学校現場の状況についてコメントをいただけたらと思います。

委員 コロナ禍によって研修のあり方を検討しているところです。現在、校内でリモートを使いながら研修を行っている他、分散化しながらワーキンググループ等を開催し、研修を行うなどハードを工夫するということと行い方を工夫して、研修を開いていきたいと考えております。

会長 ありがとうございます。他に何かご意見ご質問等ないでしょうか。時間になりましたので今日の審議はここで終了したいと思います。

#### 4. 今後の予定

第2回審議会 11月下旬～12月中旬

第3回審議会 1月下旬

#### 5. その他

・DV防止セミナー「これは『家族だけの問題』ですか？」

- ・あすばる男女共同参画フォーラム 2020
- ・女性の仕事と暮らしの応援講座（ジェンダー研究所より）

## 6. 閉会

19時30分閉会

### 配布資料

- ・日程調整表
- ・筑紫野市男女共同参画審議会（第1回）次第
- ・競争入札参加資格審査申請事業者に対する令和元年度男女共同参画推進状況報告書
- ・あすばるフォーラム 2020 チラシ
- ・DV防止セミナーチラシ
- ・女性の仕事と暮らしの応援講座チラシ（ジェンダー研究所より）